

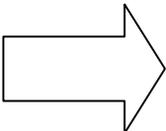
労働安全衛生法等の一部を改正する法律案について

法律改正の必要性

労働者の生命や生活に関わる問題の深刻化への的確な対処

企業間競争の激化、働き方の多様化

- ・自主的な安全衛生活動の不足に伴う重大災害の発生
- ・長時間労働に伴う健康障害の増加、子育て世代における生活時間の確保の困難化
- ・移動に際しての保護の拡充が必要な単身赴任者、複数就業者の増加

- 
- ・問題の性格上、緊急に対処することが不可欠
 - ・労働政策に関する重要事項を審議する労働政策審議会から政府に対し法律改正による対処を要請

1 労働安全衛生法の一部改正

(1) 危険性・有害性の低減に向けた事業者の措置の充実

事業者による自主的な安全衛生活動の促進

労働災害の要因となる危険性・有害性に係る調査及び低減措置を拡充するとともに、こうした措置を適切に実施していると認められる事業者については、機械等の設置に係る事前の届出義務を免除。

・ 重大災害の件数 昭和60年: 141件 平成15年: 249件(1.8倍)
(重大災害: 一時に3人以上が被災した災害)

化学物質の容器・包装への表示・文書交付制度の改善

化学物質の有害性に加え、危険性も対象に追加。

絵表示の導入 など



発注者等による請負人への危険有害情報の提供

一定の化学物質を取り扱う設備の改造等の作業の発注者等が請負人に対して必要な情報提供を行う。

製造業の元方事業者による作業間の連絡調整等の実施

混在作業における労働災害の防止のため、製造業の元方事業者が作業間の連絡調整等を行う。

(2) 過重労働・メンタルヘルス対策の充実

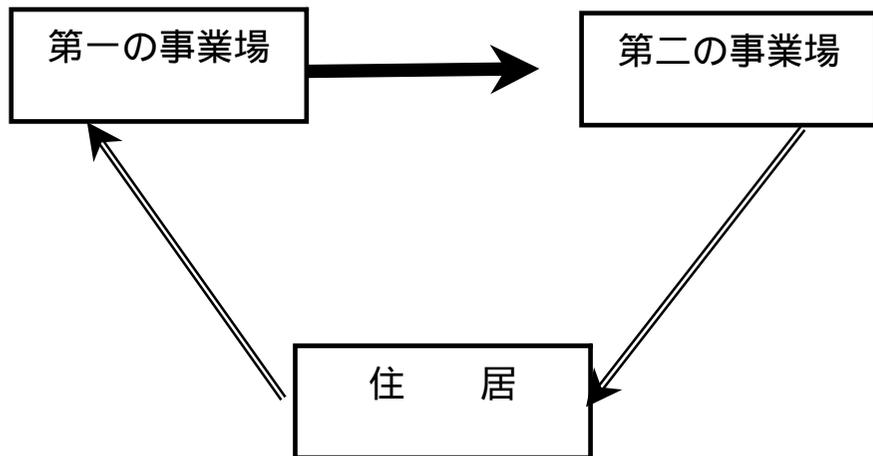
事業者は、一定時間(月100時間)を超える時間外労働等を行った労働者を対象として、医師による面接指導等を行う。

・ 脳・心臓疾患の労災認定件数 平成11年度: 81件 平成15年度: 312件(3.9倍)
・ 精神障害の労災認定件数 平成11年度: 14件 平成15年度: 108件(7.7倍)

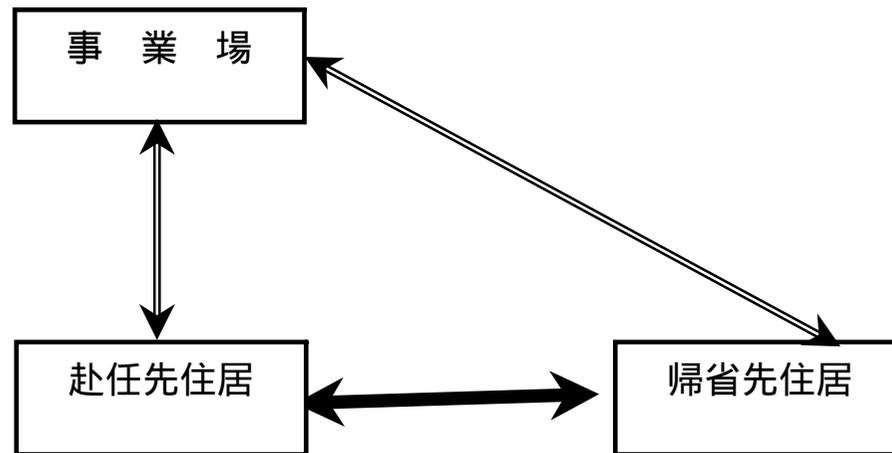
2. 労働者災害補償保険法の一部改正

複数就業者の事業場間の移動()と単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動()を通勤災害保護制度の対象とする。

1 複数就業者の場合



2 単身赴任者の場合



保険関係の処理は、 を第2の事業場への出勤ととらえ、第2の事業場において行う。

今回の改正において保護の対象とする部分・・・

現行の通勤災害保護制度の対象・・・

複数就業者数(本業・副業とも雇用者である者の数)

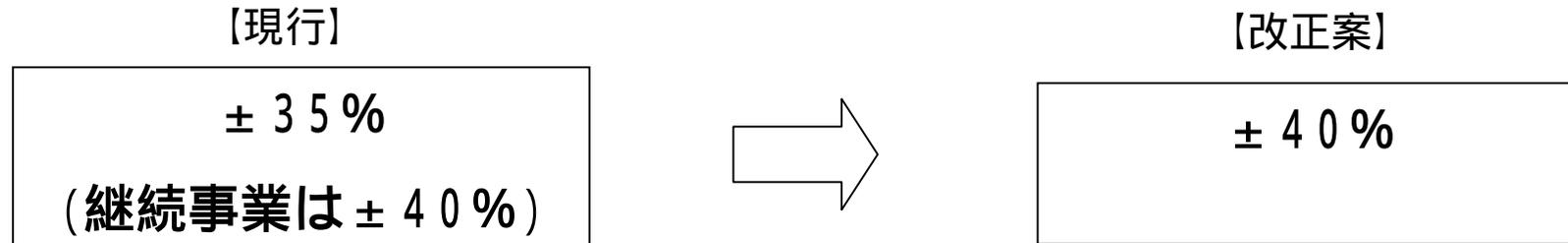
昭和62年 55万人 平成14年 81万5千人 (+26万5千人)

単身赴任者数(雇用者であって単身かつ有配偶である者の数) 男性

昭和62年 41万9千人 平成14年 71万5千人 (+29万6千人)

3. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

有期事業に係る保険料のメリット増減幅(現行 $\pm 35\%$)を継続事業と同じ $\pm 40\%$ にする。



有期事業である建設業に係る最近の業務災害の発生状況

建設業においては、強度率及び度数率のいずれも、継続事業においてメリット増減幅を $\pm 40\%$ とした昭和55年の「全産業」より低くなっている。

・ 強度率(1000延べ労働時間当たりの労働損失日数)		・ 度数率(100万延べ労働時間当たりの労働災害による死傷病者数)	
昭和55年	0.90	昭和55年	6.67
全産業	0.32	全産業	3.59
平成15年	0.25	平成15年	1.61
	0.12		1.78

【参考:メリット制の概要】

労災保険のメリット制は、事業主の負担の公平性と災害防止努力の促進を目的として、一定の要件を満たす事業について個々の事業の労災保険のメリット収支率(保険給付と保険料の割合)に応じて、労災保険率や保険料の額を増減させる制度。

具体的には

- ・ 継続事業については、過去3年間の実績からメリット収支率を算出し、その値に応じて、 $\pm 40\%$ の範囲内で労災保険率を増減
- ・ 有期事業については、事業終了後に事業期間中の実績からメリット収支率を算出し、その値に応じて、 $\pm 35\%$ の範囲内で労災保険料の額を増減

4. 時短促進法の一部改正

「年間総実労働時間1800時間」を法に基づく計画目標とする労働時間の短縮のための法律から、労働時間等の設定を労働者の健康と生活に配慮したものへ改善するための法律に改正。

「『年間総実労働時間1800時間』については、時短促進法に基づく労働時間短縮促進計画において目標値とされてきたものであるが、近年の状況の下では従来どおりの目標値として用いることは時宜に合わなくなっている。」

(出所:労働政策審議会建議「今後の労働時間対策について」)

現行

法律名

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法

平成4年制定。
平成9年、平成13年に改正を行い、廃止期限を延長。

労働時間短縮推進計画(閣議決定)

全労働者一律の目標を設定
(年間総実労働時間1800時間)

労働時間短縮推進委員会

指定法人労働時間短縮支援センター

廃止期限

平成18年3月31日

改正案

法律名

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法

労働時間等の設定
労働時間、始業・終業の時刻、休日数、年次有給休暇
の日数や時季等の労働時間等に関する事項を定めること

労働時間等設定改善指針(大臣定め)

- ・ 長時間労働者の健康保持に資する労働時間等の在り方
- ・ 育児・介護、自己啓発等を行う労働者の実情に応じた労働時間等の在り方 等

労働時間等設定改善委員会

委員会の設置促進のため、衛生委員会など
既存の委員会をも活用。

指定法人労働時間短縮支援センター
公益法人改革等の観点を踏まえ、廃止

廃止期限

削除(恒久法化)